K-Report

2018年 4月 1日発行 第 8 巻 第 4 号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階 TEL 052-261-2611 URL http://www.tomiken.org

FAX 052-261-2612



目 次

- 1. 改正情報
- 2. 労務管理の基礎 知識
- 3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 平成30年度の雇用保険料率は据え置きに

平成30年度の雇用保険料率について、平成29年度の料率を据え置くこととする厚生労働省の告示案が、平成30年1月12日の労働政策審議会において了承されました。

これにより、平成30年度の雇用保険料率は、今年度と同じく一般の事業においては0.90%、農林水産・清酒製造の事業においては1.10%、建設の事業においては1.20%となります。

【平成30年度の雇用保険料率】

●適用日:平成30年4月1日

負担者	1	2			1)+2
	労働者負担	事業主負担			雇用保険
事業の種類	(失業等給付の 保険料率のみ)		失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	料率
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産・ 清酒製造の 事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

- ・園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の 船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。
- 雇用保険二事業とは、雇用保険法第3条に定められる『雇用安定事業』及び『能力開発事業』です。(※1)

(※1)

失業の予防、雇用状態の是正 、雇用機会の増大その他雇用 の安定を図るための事業や、 労働者の職業能力開発等が行 われています。

2. 労務管理の基礎知識

■ 女性社員のルール ①就業制限業務

事業主には、母性保護の観点から、女性を対象として一定の有害業務に ついては次のような制限を設けています。

【1】危険有害業務の就業制限

女性については、次の業務に就かせることはできません。

① 重量物を取り扱う業務

年齢	重量		
十田市	断続作業の場合	継続作業の場合	
満16歳未満	12kg	8kg	
満16歳以上満18歳未満	25kg	15kg	
満18歳以上	30kg	20kg	

② 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、フッ素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

【2】坑内労働の就業制限

女性については、坑内における次のような業務に就かせることはできません。(※2)

- ① 人力により行われる鉱物等の掘削・掘採の業務
- ② 動力により行われる鉱物等の掘削・掘採の業務(※3)
- ③ 発破による鉱物等の掘削・掘採の業務
- ④ ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等、上記①~③ に付随して行われる業務(※4)

3. 所長コラム

■ 落し物

失くして初めて、大切なものに気づいた・・・なんてよく言いますが、財布を落としたときのダメージって、他にはない破壊力があります。カバンに入れたはずの財布が無い。あれ?ウソでしょ?ウソであってくれ!背筋が一気に寒くなるあの感じは、失恋と並んで、2度と味わいたくないもののひとつですよね。

20代・30代・40代の男女500名を対象に行なった「落とし物に関する調査」によると、「過去に落としてしまったことがあるもの」という質問で、一番多かったもの1位は財布(48.2%)、2位は傘(42.8%)、3位が鍵(28.4%)という結果だそうです。

私は過去に3点とも失くしていますが、なんと言っても財布を落とした時は、現金7万円、クレジットカード、キャッシュカードも一緒なので、まずは、カード会社に電話してカードを止めて、銀行へ行って紛失届を提出、この作業を二日酔いで頭痛の頭を抱えながら午前中でこなし、完全に諦めているのですが、念のため午後警察署に届け出たら・・・、なんと届け出があり私の元へ。謝礼もいらないとのこと。あぁ、日本も捨てたものでもない。感謝でいっぱい。

(※2)

妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を事業主に申し出た産後1年を経過しない女性については、坑内で行われる全ての業務に従事させることはできません。

(X3)

遠隔操作は除く。

(×4)

現場監督、現場代理人など、 技術上の管理の業務あるいは 技術上の指導監督の業務は除 く。



法的には遺失物法28条1項に定めがあり、落とし物の返還を受ける場合、拾い主に対して5~20%の報労金を支払うことになっています。また、落とし物の保管費用などについても支払う必要があります。